

島根県報

号外第一二七号

平成十五年十二月五日

(金曜日)

目 次

教委規則

島根県教育委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

教委告示

島根県教育委員会告示の左横書きの実施等に関する規程

教委訓令

島根県教育委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令

文書の左横書きの実施に関する訓令の一部を改正する訓令

文書の左横書き実施要領の一部を改正する訓令

教育長訓令

島根県教育委員会教育長訓令の左横書きの実施等に関する訓令

教育委員会規則

島根県教育委員会規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十二月五日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第二十四号

島根県教育委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」と

いう。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。以下同じ。)及び様式のうち、既存規則において既に左横書きの形式をとっているもの及び総務課長が縦書きが適当と認めるもの(以下「左横書きに改正しない表等」という。)については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット

<p>六号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>七号表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>八号表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>九号表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十号表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一号表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二号漢数字(一)の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。(イ)固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削りつけたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)</p>
<p>十三号熟語の一部として用いられているもの</p>	<p>はピリオドに改める。(イ)</p>
<p>十四号数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p>	<p>はピリオドに改める。(イ)</p>
<p>十五号数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	<p>はピリオドに改める。(イ)</p>

<p>十三 項番号のない項</p>	<p>アラビア数字による項番号を付した項</p>
<p>十四 左又は左記(文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの)に限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。(イ)</p>	<p>次</p>
<p>十五 「右」若しくは「右記」又は「同右」(それぞれ文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。)</p>	<p>それぞれ「上記」又は「同上」</p>
<p>十六 上欄(文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの)に限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。(イ)</p>	<p>左欄</p>
<p>十七 下欄(文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの)に限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。(イ)</p>	<p>右欄</p>
<p>十八 よう音に用いる「ゃ」「ゅ」「ょ」「や」「ゆ」「よ」「ゃ」「ゅ」「ょ」又は「ゃ」「ゅ」「ょ」又は「ゃ」「ゅ」「ょ」又は「ゃ」「ゅ」「ょ」</p>	<p>それぞれ「ゃ」「ゅ」「ょ」「ゃ」「ゅ」「ょ」又は「ゃ」「ゅ」「ょ」又は「ゃ」「ゅ」「ょ」</p>
<p>十九 促音に用いる「っ」「っ」又は「っ」「っ」</p>	<p>それぞれ「っ」「っ」又は「っ」「っ」</p>
<p>二十 各号の一に</p>	<p>各号のいずれかに</p>
<p>二十一 動詞「基く」の語幹「基」</p>	<p>基く</p>

二十二 動詞「行なう」の語幹「行な	行
二十三 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
二十四 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
二十五 すみやかに	速やかに
二十六 うえ	上
二十七 様式中「殿」（名あて人の敬称に用いられるものに限る。）	様
二十八 様式中「昭和」又は「平成」（それぞれ日付に用いられるものに限る。）	それぞれ空白二文字分に置き換える。

2 前項の表三の項から十一の項まで及び十四の項から二十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、総務課長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の既存規則（以下「改正前規則」という。）の様式による検査員証等は、改正後規則の様式による承認書等とみなす。

3 改正前規則の規定により作成した用紙等でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十五号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和三十六年島根県教育委員会規則第十一号）の一部を

次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第二（第21条、第33条関係）

(1) 規則

ア 制定の場合

用 例	注	説 明
× 規則をここに公布する。	注	「×」は空欄を、 「、」、「」は文字 を示す。以下同じ。
× × 年 月 日 島根県教育委員会委員長 × 島根県教育委員会規則第 号	× × 注	含まれる条が2箇条 の場合は「・」で結ぶ こと。
× × × 島根県教育委員会規則第 号	× × × 注	含まれる条が3箇条 以上の場合は「」で 結ぶこと。
× × × 目次 規則	注	ここまです目次とい う。
× 第1章 × × × 第1節 × × × 第2節 ×	(第1条・第2条) 注	ここからを本則とい う。
× × × 第1款 × × × × 第2款 ×	(第3条 第5条) 注	定義を設ける場合は、 その用語に「」を付 けること。
× 第2章 × × 附則	(第 条 第 条) 注	前条の見出しと同じ 場合は、見出しを省略 する。この場合、前条 の見出しを「共通見出 し」という。
× × × 第1章 × × × × × 第1節 × × () 第1条 ×	注	前条の見出しと同じ 場合は、見出しを省略 する。この場合、前条 の見出しを「共通見出 し」という。
× ()	注	条文中に他の法令を

報

報

報

報

<p>(ア) 題名又は目次の改正 × 題名を次のように改める。 × × × 規則 × 題名中「 」を「 」に改める。 注 × 目次中「 」を「 」に改める。 (イ) 条、項又は号の全部改正 × 第 条を次のように改める。 × () 第 条 × 。 × 第 条第 1 項を次のように改める。 × × × 第 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。 2 × 。 3 × 。 × 第 条第 1 号を次のように改める。 × (1) × × 第 条から第 条までを次のように改める。 × () 第 条 × 。 × () 第 条 × 。 × () 第 条 。 (ウ) 条、項又は号の一部改正 × 第 条中「 」を「 」に改める。 注 × 第 条第 項中「 」を「 」に、「 」を「 」に改める。</p>	<p>注 題名の全部を改正する場合 注 題名の一部を改正する場合 注 字句を改める場合 注 字句を加える場合 注 字句を削る場合 注 既存の条、項又は号の移動を行って追加する場合 注 既存の条又は号の移動を行わないで追加する場合 (項については、この方式は用いない。) 注 既存の条、項又は号の最後にそれぞれ条、項又は号を追加する場合 注 既存の条、項又は号の冒頭に追加する場合 注 条、項又は号にただし書又は後段を加える場合 注 条を章節等の末尾又は冒頭に加える場合 注 条、項又は号の規定を全部なくす場合 (「削る」方式の場合</p>	<p>× 第 条の見出し中「 」を「 」に改め、同条中「 」を「 」に改める。 × 第 条 (見出しを含む。) 中「 」を「 」に改める。 × 第 条中「 」の下に「 」を加える。 注 × 第 条中「 」の下に「 」を、「 」の下に「 」を加える。 × 第 条中「 」を削る。 注 × 第 条第 項中「 」及び「 」を削る。 × 第 条ただし書を削る。 × 第 条第 項後段を削る。 (エ) 条、項又は号の追加 × 第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。 注 × () 第 2 条 × 。 × 第 条 条中第 2 項 (号) を第 3 項 (号) とし、第 1 項 (号) の次に次の 1 項 (号) を加える。 2 × 。 × (2) ×) × 第 3 条の次に次の 2 条を加える。 注 × () 第 3 条の 2 × 。 × () 第 3 条の 3 × 。 × 第 条の次に次の 1 条を加える。 注 × ()</p>	<p>には、通常他の条、項又は号の移動を行う必要がある。) 注 項については、「削除」方式は用いない。</p>
--	---	--	---

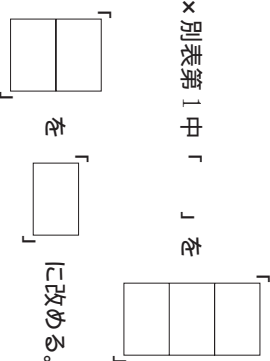
第 条 x
 x 本則に次の 1 条を加える。
 第 条 x
 x 第 条に次の 1 項を加える。
 4 x
 x 第 条第 項に次の 1 号を加える。
 x(4)x
 x 第 1 条を第 1 条の 3 とし、第 1 条及び第 1 条の 2 として次の 2 条を加える。 注
 x ()
 第 1 条 x
 x ()
 第 1 条の 2 x
 x 第 1 条を第 1 条の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。
 x ()
 第 1 条 x
 x 第 条中第 2 項 (号) を第 3 項 (号) とし、第 1 項 (号) を第 2 項 (号) とし、同条に第 1 項 (号) として次のように加える。
 x x
 x (1)x
 x 第 条に次のただし書を加える。 注

x x ただし、
 x 第 条第 項 (号) に後段として次のように加える。
 x x この場合において、
 x 。
 x 第 章中第 条の次に次の 1 条を加える。 注
 x ()
 第 条 x
 x 第 章第 節中第 条の前に次の 1 条を加える。
 x ()
 第 条 x
 (ホ) 条、項又は号の削除
 x 第 条 (第 条第 項) (第 条第 項第 号) を削る。 注
 x 第 条 (第 条第 項第 4 号) を次のように改める。
 第 条 x 削除 注
 (ハ) 表又は様式の改正
 x 第 条第 項の表を次のように改める。
 x
 x 第 条第 項に次の表を加える。
 x
 x 別表中「 」を「 」に、
 「 」を

報 告 書

「」に改める。

×別表第 1 中「」を「」に、



×別表第 2 の項の次に次のように加える。

×

×別表第 2 の項中「」を「」に改める。

×別表第 2 の項を削る。

×様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 1 条関係)

×

×様式第 5 号を様式第 7 号とし、様式第 4 号を様式第 6 号とし、様式第 3 号を様式第 5 号とし、様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号 (第 1 条関係)

×

様式第 4 号 (第 1 条関係)

×

×様式第 2 号を削り、様式第 3 号を様式第 2 号とし、様式第 4 号を様式第 3 号とする。

工 廃止の場合

用 例	注 明
<p>× 規則を廃止する規則をここに公布する。 注</p> <p>×× 年 月 日 島根県教育委員会委員長 × × × × 島根県教育委員会規則第 号</p> <p>× × × × 規則を廃止する規則</p> <p>× 規則 (年島根県教育委員会規則第 号) は、廃止する。</p> <p>×次に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>×(1)× 規則 (年島根県教育委員会 × × 規則第 号)</p> <p>×(2)× 規則 (年島根県教育委員会 × × 規則第 号)</p> <p>×(3)× 規則 (年島根県教育委員会 × × 規則第 号)</p> <p>× × × × 附 × 則</p> <p>× 。</p>	<p>注 2 つの規則を廃止する場合は、「規則及び規則を廃止する規則」とし、3 つ以上の規則を廃止する場合は、「規則等を廃止する規則」とする。</p>

(2) 訓令 (甲)

用 例	注 明
<p>島根県教育委員会訓令第 号 (島根県教育委員会教育長訓令第 号)</p> <p>本庁 ×</p>	<p>注 訓令 (甲) は、受訓先及び制定文があること以外はおおむね告示</p>

教育事務所× 埋蔵文化財調査センター× 教育機関× 県立学校× × 訓令を次のように定める。 ×× 年 月 日 島根県教育委員会委員長× (島根県教育委員会教育長× ××× 訓令 ××× () 第 条× 。 × () 第 条× 。 ×××附×則 ×××附×則 × 。	の形式と同じ。
--	---------

(3) 告示
ア 制定の場合

用 例	説 明
島根県教育委員会告示第 号 × 規程(要綱)を次のように定める。 ×× 年 月 日 注 島根県教育委員会委員長× ××× 規程(要綱) ××× () 第 条× 。 × () 第 条× 。	注 通知的告示、行政規 則的告示及び一般処分 的告示は公示の日から 即日効力を発生し、 法規定的告示は公示 の日から起算して10日 を経過した日から効力 が発生する。 注 告示の効力を公示の

×××附×則 × 。 島根県教育委員会告示第 号 × 法 (年法律第 号) 第 条第 項の規定により、 を 年 月 日付 けで したので、 規則 (年 月 日 省令第 号) 第 条第 項の規定によ り告示する。 ×× 年 月 日 島根県教育委員会委員長× 島根県教育委員会告示第 号 × 規則 (年島根県教育委員会規則第 号) 第 条第 項の規定に基づく を次のように定め、 年 月 日から施行す る。 ×× 年 月 日 注 島根県教育委員会委員長× ×× ×	日以後に発生させる場 合
---	-----------------

イ 改正の場合

用 例	説 明
島根県教育委員会告示第 号 × 要綱 (年島根県教育委員会告示 第 号) の一部を次のように改正する。 ×× 年 月 日 島根県教育委員会委員長× ×× 第 条中「 」を「 」に改める。	注 公示の日から施行す る場合でも、「公示の 日から」とせずに「年 月日」を記載する。

<p>×××附×則 ×この告示は、年月日から施行する。 注 島根県教育委員会告示第 号 × (年島根県教育委員会告示第 号) 中「 」を「 」に改める。 ×× 年月日 島根県教育委員会委員長 × × × 島根県教育委員会告示第 号 × (年島根県教育委員会告示第 号) の一部を次のように改正し、年月日から施行する。 ×× 年月日 島根県教育委員会委員長 × × × × 「 」を「 」に改める。</p>	
--	--

ウ 廃止の場合

<p>用 例 島根県教育委員会告示第 号 × (年島根県教育委員会告示第 号) は、廃止し、年月日から施行する。 ×× 年月日 島根県教育委員会委員長 × × ×</p>	<p>説 明</p>
--	------------

(4) 公告

<p>用 例 法 (年法律第 号) 第 条第 注 ×</p>	<p>説 明 公告の内容が短い場</p>
---	--------------------------

<p>項の規定に基づき、を次のとおり するの で、規則 (年月日 省令第 号) 第 条第 項の規定に基づき公告する。注 ×× 年月日 島根県教育委員会委員長 × × × ×(1)× 期日× 年月日 ×(2)× 場所×</p>	<p>合には、「次のとおり」 とはせず本文の中に 記載する。</p>
---	--

規 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第十七号

島根県教育委員会告示の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。

平成十五年十二月五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会告示の左横書きの実施等に関する規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」といふ。)の形式を左横書きに改正する(以下「改正告示」といふ。)に必要事項を定めるものとする。(形式の変更)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」といふ。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。以下同じ。)及び様式のうち、既存告示において既に左横書きの形式をとっているもの及び総務課長が縦書きが適当と認めるもの(以下

「左横書きに改正しない表等」という。() については、適用しない。
 (用字及び用語の整理)
 第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
七 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名

九 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十二 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億である当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
十三 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
十四 「左」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの)に限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。(次
十五 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヨ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヨ」又は「ヨ」

十六 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十七 各号の「一」	各号のいずれかに
十八 動詞「基く」の語幹「基」	基つ
十九 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
二十 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
二十一 つえ	上
二十二 様式中「殿」（名あて人の敬称に用いられるものに限る。）	様

2 前項の表三の項から十一の項まで及び十四の項から二十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、総務課長が別に定める。
附則

- 1 この規程は、平成十六年一月一日から施行する。
- 2 改正前告示の規定により作成した用紙等でこの規程の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第五号

本 庁
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー
教 育 機 関
島 立 学 校

島根県教育委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令を次のように定める。
平成十五年十二月五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。
(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表（別表を含む。以下同じ。）及び様式のうち、既存訓令において既に左横書きの形式をとっているもの及び総務課長が縦書きが適当と認めるもの（以下「左横書きに改正しない表等」という。）については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられる	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>ている当該文字又は数字</p>		<p>換えての表現がみられないもの</p>	
<p>五号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>	<p>二 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	
<p>六号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>	<p>十三 同左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表又は他の法令で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>次</p>
<p>七表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>	<p>十四 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヨ」又は「ユ」又は「ユ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヨ」、「ユ」又は「ユ」</p>
<p>八表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>	<p>十五 促音に用いる「っ」又は「っ」</p>	<p>それぞれ「っ」又は「っ」</p>
<p>九表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>	<p>十六 各号の二に</p>	<p>各号のいずれかに</p>
<p>十表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>	<p>十七 うえ</p>	<p>上</p>
<p>十一表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>	<p>十八 様式中「殿」（名あて人の敬称に用いられるものに限る。）</p>	<p>様</p>
<p>十二 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。）</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）</p>	<p>十九 様式中「昭和」又は「平成」（それぞれ日付に用いられるものに限る。）</p>	<p>それぞれ空白二文字分につき換える。</p>
<p>イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p>		<p>二十 前項の規定によるものが適当でないとき、総務課長が別に定める。</p>	
<p>ロ 熟語の一部として用いられているもの</p>		<p>二十一 前二項の規定によるものが適当でないとき、総務課長が別に定める。</p>	
<p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き</p>		<p>二十二 前項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。</p>	
<p>キ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き</p>		<p>二十三 前二項の規定によるものが適当でないとき、総務課長が別に定める。</p>	
<p>ク 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き</p>		<p>二十四 前項の規定によるものが適当でないとき、総務課長が別に定める。</p>	

- 1 この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の既存訓令（以下「改正前訓令」という。）の様式による検査員証等は、改正後訓令の様式による検査員証等とみなす。
- 3 改正前訓令の規定により作成した用紙等でこの訓令の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

教 育 事 務 所

埋蔵文化財調査センター

教 育 機 関

県 立 学 校

島根県教育委員会教育長訓令の左横書きの実施等に関する訓令を次のように定める。

平成十五年十二月五日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

島根県教育委員会教育長訓令の左横書きの実施等に関する訓令

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

（形式の変更）

第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表（別表を含む。以下同じ。）及び様式のうち、既存訓令において既に左横書きの形式をとっているもの及び総務課長が縦書きが適当と認めるもの（以下「左横書きに改正しない表等」という。）については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

（用字及び用語の整理）

（用字及び用語の整理）

（用字及び用語の整理）

（用字及び用語の整理）

（用字及び用語の整理）

（用字及び用語の整理）

文書の左横書きの実施に関する訓令の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成十五年十二月五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会訓令第六号

文書の左横書きの実施に関する訓令（昭和三十五年島根県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「本 庁

教 育 事 務 所

受訓先を 埋蔵文化財調査センター に改める。

教 育 機 関

県 立 学 校

第一条ただし書中「条例、規則、告示、公告及び訓令（甲）並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

文書の左横書き実施要領の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成十五年十二月五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会訓令第七号

文書の左横書き実施要領（昭和三十五年島根県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二ただし書中「3」を「2」に改め、第二中一を削り、二を一とし、三から五までを

一ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

<p>一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>二 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>六 号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット</p>
<p>七 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>八 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>九 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十 表中その内容を第四次の段階で細分するために用</p>	<p>アルファベット順による小</p>
<p>いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り三けたことにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）</p>
<p>十三 上欄（文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの）に限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>左欄</p>
<p>十四 下欄（文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの）に限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>右欄</p>
<p>十五 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「よ」、「よ」又は「ヨ」、「ユ」又は「ヨ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヨ」、「ユ」</p>
<p>十六 促音に用いる「っ」又は「っ」</p>	<p>それぞれ「っ」又は「ッ」</p>
<p>十七 各号の一に</p>	<p>各号のいずれかに</p>

十八 動詞「行なつ」の語幹「行な」	行
十九 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
二十 様式中「殿」（名あて人の敬称に用いられるものに限る。）	様

2 前項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から二十の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、認められるときは、総務課長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

2 改正前訓令の規定により作成した用紙等でこの訓令の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月五日印刷
平成十五年十二月五日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)